

実施設計業務委託仕様書

東京労働局

1 件名

渋谷神南合同庁舎外1施設 照明器具LED化工事に係る実施設計業務委託

2 工事場所

渋谷神南合同庁舎 東京都渋谷区神南1-3-5 (構造:RC-7-2)

墨田合同庁舎 東京都墨田区江東橋2-19-12 (構造:SRC-6)

3 委託概要

照明器具LED化工事に係る実施設計

(1) 渋谷神南合同庁舎

下記「照明器具LED化概要」及び別添「地下1階～7階既存照明器具平面図」を参照し、設計図書の作成を行うこと。なお、下記内容については現時点での予定であるため、正式な改修内容等については、現地調査実施後に担当職員と協議の上、決定すること。

【照明器具LED化概要】

- ① 蛍光灯照明器具からLED照明器具への交換
- ② エレベーターホールのLEDダウンライト増設:各階4個
- ③ LEDランプの規格をLDL40相当品に統一すること。(ダウンライトを除く)
- ④ その他LEDへの交換に伴う必要な工事一式(天井補強、その他必要な作業)

(2) 墨田合同庁舎

下記「照明器具LED化概要」及び別添「1階～3階、6階既存照明器具平面図」及び「4、5階既存照明器具平面図」を参照し、設計図書の作成を行うこと。なお、下記内容については現時点での予定であるため、正式な改修内容等については、現地調査実施後に担当職員と協議の上、決定すること。

【照明器具LED化概要】

- ① 蛍光灯照明器具からLED照明器具への交換
- ② エレベーターホールのLEDダウンライト増設:各階4個
- ③ トイレ内照明設備の人感センサー設置:計15個
- ④ LEDランプの規格をLDL40相当品に統一すること。(ダウンライトを除く)
- ⑤ その他LEDへの交換に伴う必要な工事一式(天井補強、その他必要な作業)

(3) 上記工事に伴う必要な調査、申請等

4 業務内容

(1) 要求内容の確認

- ① 実施設計前及び実施設計中に発注者の要求等を確認し、必要に応じ設計条件の修正

を行うこと。

- ② 状況の変化により発注者の要求等に変更がある場合、又は既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議を行うこと。

(2) 実施設計方針の策定

- ① 上記(1)により定めた設計条件等に基づき、意匠、構造等の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更するとともに、実施設計のための基本事項を確定すること。
- ② 確定された基本事項を踏まえ実施設計方針を策定し、発注者に対して説明を行うこと。
- ③ 上記②の説明を受けた発注者より、実施設計方針の変更等を求められた場合は、実施の可否、必要性等について協議の上、必要に応じ実施設計方針の変更を行うこと。

(3) 実施設計図の作成

- ① 実施設計方針に基づくとともに、周辺環境・立地条件等を把握したうえで、技術的・経済的な条件等を考慮し、実施設計図（工事特記仕様書含む）を作成すること。
- ② 照明器具LED化工事時の施工方式は当庁舎における業務運営に与える影響の少ない施工方式を基本とし、工法、コスト、工期、その他必要な内容等について比較検討の上、発注者と協議の上、決定すること。

(4) 工事費概算書の作成

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づく工事に要する費用の概算額を算出し、下記「工事費概算書」を2部作成すること。

- ・ 渋谷神南合同庁舎LED化工事に要する工事費概算書
- ・ 墨田合同庁舎LED化工事に要する工事費概算書

(5) 実施設計内容の報告、説明等

- ① 実施設計期間中、発注者に作業内容や進捗状況を報告するとともに、必要な事項について発注者の意向を確認すること。
- ② 実施設計図書の完了時において、発注者に実施設計図書を提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行うこと。
- ③ 上記②の説明を受けた発注者より、実施設計図書の修正等を求められた場合は、当該箇所について修正を行うこと。

(6) その他実施設計に必要な業務

上記(1)から(5)のほか、発注者が実施設計に必要と認めた業務を行うこと。

5 業務着手時及び完了時の提出書類

- (1) 受注者は、業務に着手するときは次に掲げる書類にそれぞれ経歴書を添えて提出し、その承認を得ること。

- ① 代理人及び主任設計者届
- ② 設計担当者届
- ③ 協力業者通知書

- (2) 受注者は業務を完了したときは実施設計完了届を提出すること。

6 成果品

受注者は、業務が完了したときは遅滞なく次に掲げる成果品を提出すること。

- (1) 実施設計図（A3版） 1部
- (2) 工事特記仕様書（A3版） 1部
- (3) 工事費概算書（A4版） 2部
- (4) 上記（1）から（3）のPDFデータ

※ただし上記（1）についてはCADデータ、上記（3）についてはExcelデータも併せて提出すること。

7 担当職員

- (1) 現地職員

【渋谷神南合同庁舎】

渋谷公共職業安定所 庶務課 清田 TEL：03-3476-8609（#51）

【墨田公共職業安定所】

墨田公共職業安定所 庶務課 長濱 TEL：03-5669-8609（#51）

- (2) 監督職員

東京労働局 総務部 会計課 施設係 中島 TEL：03-3512-1606

8 履行期間

契約締結日 から 令和5年1月31日（火） まで

※ 履行期間に関わらず、速やかに成果物の提出をすること。

9 その他

- (1) 発注者は、設計業務の実施にあたり必要な既設部分設計図、現況図、その他必要な資料等を受注者に貸与する。なお、受注者は、発注者が貸与した関係書類等については業務完了後速やかに返還すること。
- (2) 受注者は、作成する実施設計図書一式及びそれに係る資料、並びに貸与を受けた関係資料について、当該設計に係る者以外に漏らしてはならない。特に概算工事費の積算に関する資料については厳重な管理を行うこと。
- (3) 設計業務の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令・条例等（以下、「関係法令等」という。）に違反することがないように十分に留意すること。また、作成する実施設計図書の内容についても、関係法令等に違反する施工となることがないように十分な配慮を行うこと。
- (4) 周辺環境を考慮し、騒音・振動等を極力軽減した工法とすること。
- (5) 概算工事費の積算にあたり、国土交通省官庁営繕関係の統一基準・技術基準を適用すること。
- (6) 受注者は、著作権法第17条に規定する「著作者人格権」を行使しないものとする。
- (7) その他詳細については発注者の指示によること。

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によること。

- = FSS4MP - 401
- = FBS3 - 401
- = FSS4 - 401
- = ESS4 - 402
- = PF42003R
- = FR - 42540N - RS25
- = FT - 42750N - RS15
- = FSS9 - 321
- = FT - 42750N - PS27
- = FSS4MP - 402 (RH2)
- = FRS14 - 402
- = FRF1 - 403



工事範囲を示す

① 9.300 ② 6.300 ③ 6.300 ④ 6.300 ⑤ 6.300 ⑥ 4.075 ⑦ 6.600

件名 渋谷神南合同庁舎耐震改修工事			
図名 地下階改修平面図			
図主	設計職	検査	担当
			1/100
			平成24年 月 日
			E / 2

東京労働局総務部金計課

=BF43005SRST-2

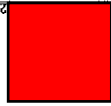
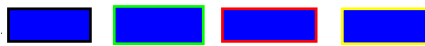
=FHR-42540-PM9

=FR-43513-RS25

= 1 灯用 (型式不明)

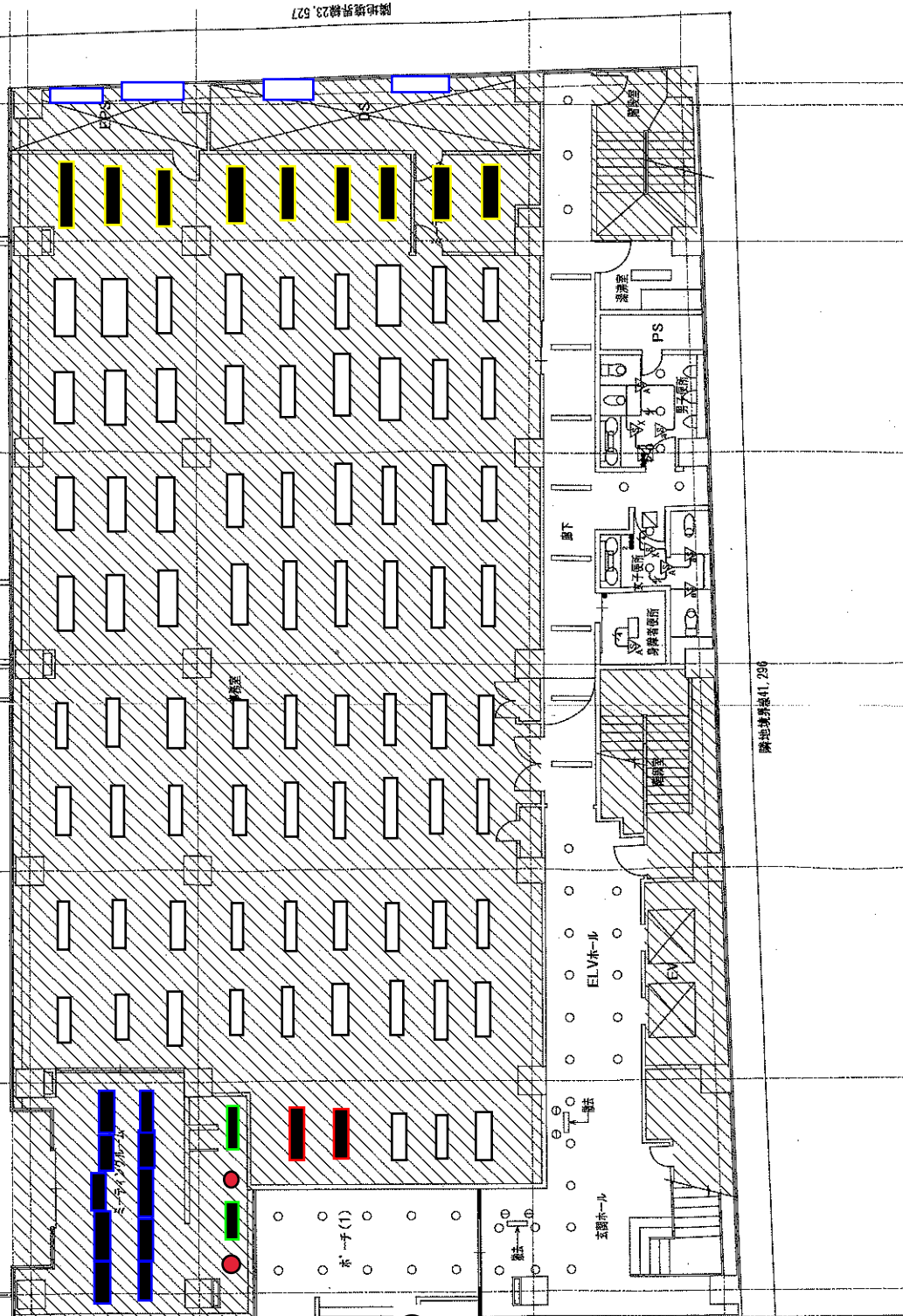
=FRS11-D181

= 5 灯用 (型式不明)



引越準備線30.901

100 引越準備線



隣地境界線23.527

隣地境界線41.296



工事範囲を示す

既設天井開口を有す
既設天井開口を有す

6.300 6.300 6.300 6.300 6.300 6.300 4.075 6.600
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

社名 渋谷南台同庁舎照明改修工事	
図名 階ごとの照明改修平面図	階数 2ヶ所
理人 藤原 隆	担当 田中 浩
縮尺 1/100	平成 24年 月
E	
3	



工事範囲を示す

概算設計範囲を示す
 450角ノリ内自地タイプ 3ヶ所

件名 渋谷駅前合同庁舎照明改修工事 図名 2階改修平面図		縮尺 1/100 平成24年 月	E 4
東 主 設計者	係 長 担 当	日 付	
東京労働局 総務部 設計課			



工事範囲を示す



既設天井開口を有する
既存天井開口を有する



既設天井開口を有する
既存天井開口を有する

姓名	株式会社 東京労働局 建築部 設計課		
図名	3階改修平面図		
図号	1/100	平成 24年 月	5
製図者	監理者	担当	課長

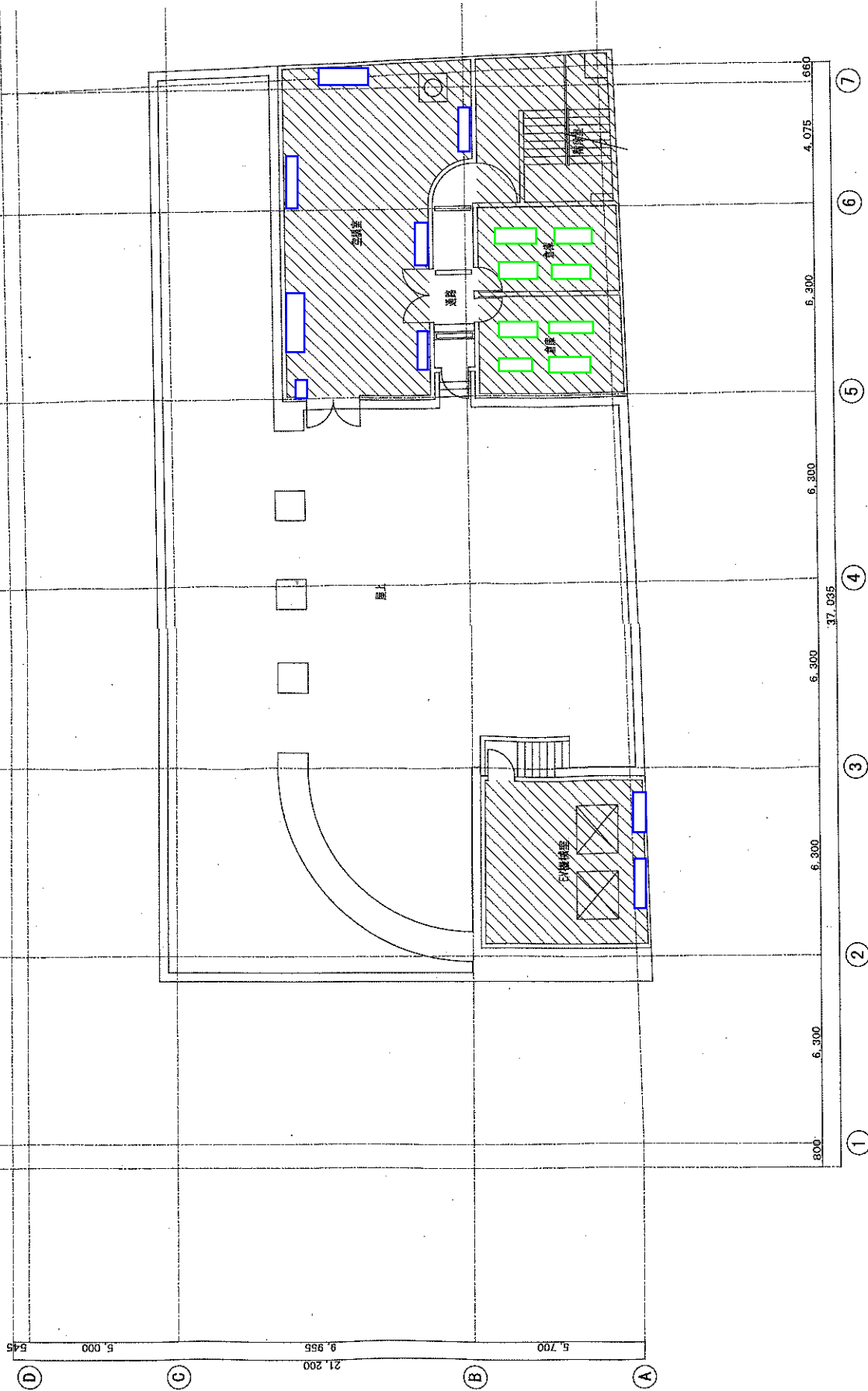
5.700
9.955
21.200
5.700
5.300
6.300
6.300
6.300
6.300
6.300
6.300
4.075
4.075
6.600

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦



件名 渋谷商合同庁舎照明改修工事
 図名 4階改修平面図
 図号 1/100
 縮尺 1/100
 平成24年 月 日
 E / 6

東京労働局 総務部 会 計 課



工事範囲を示す

件名 渋谷神南合同庁舎照明改修工事			
図名	1階改修平面図	縮尺	1/100
図号	建築設計 図集	相冊	
			平成24年 月 9
東京労働局建築部会 計			



● =FLD1877 (V) -EL

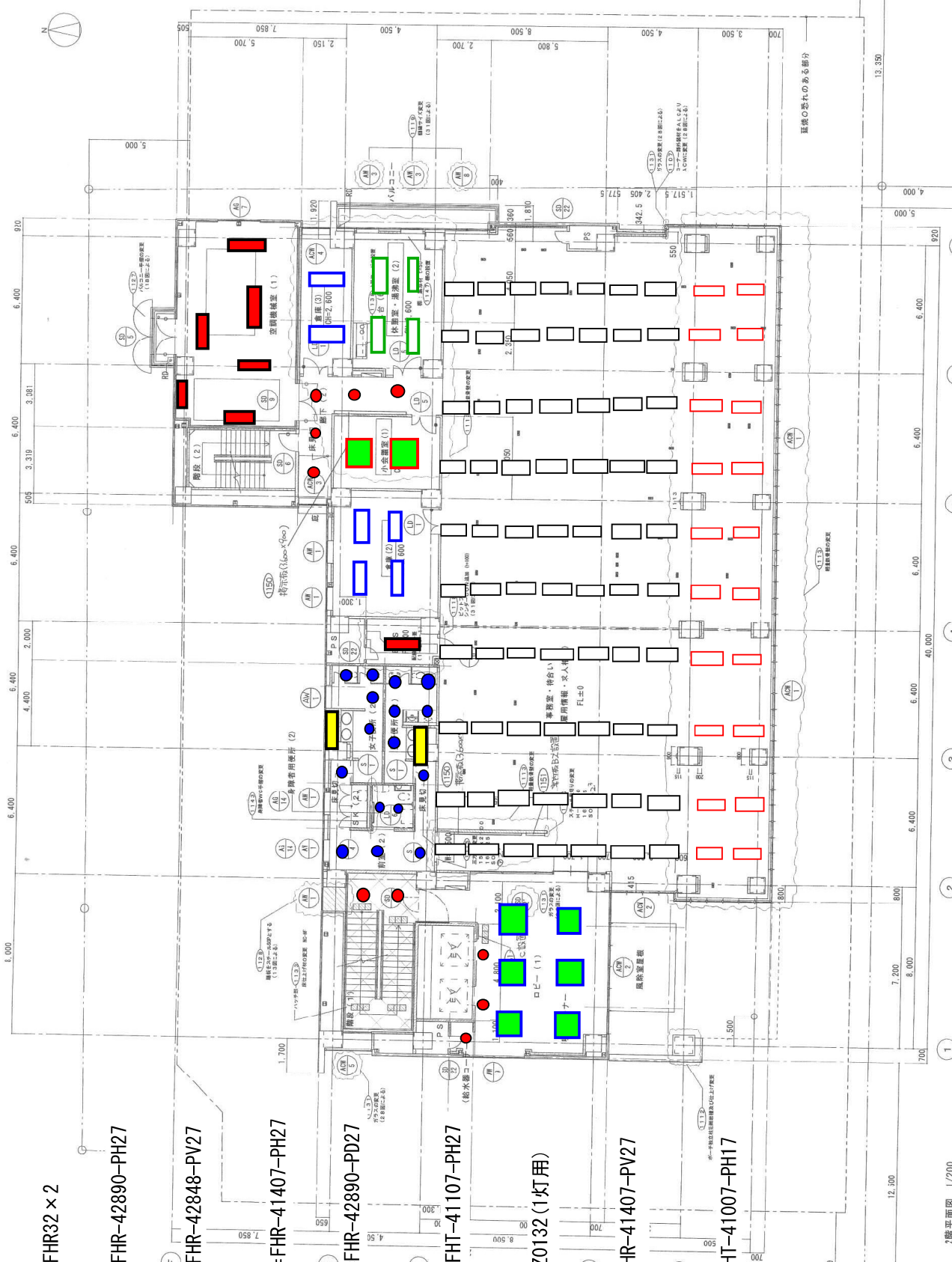
● =FLD2777 (V) -EL

● =FLD2797 (V) -EL

1階平面図 1/200

1 2 3 4 5 6 7

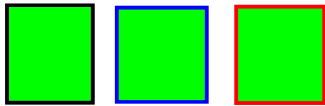
<p>建築設計事務所 建築設計事務所</p> <p>AXS 株式会社</p>		<p>図号番号 0365-010</p> <p>図名 1階 平面図</p> <p>縮尺 1/200</p> <p>作成日 2017.07.07</p> <p>設計者 平田 正樹</p> <p>1階 平面図</p>	<p>種別 建築設計事務所</p> <p>種別 建築設計事務所</p> <p>種別 建築設計事務所</p>
<p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p>		<p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p>	<p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p>
<p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p>		<p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p>	<p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p> <p>1階 平面図</p>



- =FHR32 x 2
- =FHR-42890-PH27
- =FHR-42848-PV27
- =FHR-41407-PH27
- =FHR-42890-PD27
- =FHT-41107-PH27
- =NZ0132 (1灯用)
- =FHR-41407-PV27
- =FHT-41007-PH17

2階平面図 1/200

		株式会社 旭硝子 建築設計部 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	旭硝子 建築設計部 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	旭硝子 建築設計部 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	旭硝子 建築設計部 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
2階平面図					
1 2 3 4 5 6 7					
8,000 6,400 2,000 6,400 3,319 6,400 6,400 7,850 5,700 4,500 2,700 8,500 5,800 4,500 3,500 700					
5,000 12,300 8,000 7,200 8,000 6,400 6,400 6,400 40,000 5,000 4,000 13,350 5,000					
建築物互いの中心 道路中心線 道路中心線					
1階平面図					
2階平面図					
3階平面図					
4階平面図					
5階平面図					
6階平面図					
7階平面図					
8階平面図					
9階平面図					
10階平面図					
11階平面図					
12階平面図					
13階平面図					
14階平面図					
15階平面図					
16階平面図					
17階平面図					
18階平面図					
19階平面図					
20階平面図					
21階平面図					
22階平面図					
23階平面図					
24階平面図					
25階平面図					
26階平面図					
27階平面図					
28階平面図					
29階平面図					
30階平面図					
31階平面図					
32階平面図					
33階平面図					
34階平面図					
35階平面図					
36階平面図					
37階平面図					
38階平面図					
39階平面図					
40階平面図					
41階平面図					
42階平面図					
43階平面図					
44階平面図					
45階平面図					
46階平面図					
47階平面図					
48階平面図					
49階平面図					
50階平面図					
51階平面図					
52階平面図					
53階平面図					
54階平面図					
55階平面図					
56階平面図					
57階平面図					
58階平面図					
59階平面図					
60階平面図					
61階平面図					
62階平面図					
63階平面図					
64階平面図					
65階平面図					
66階平面図					
67階平面図					
68階平面図					
69階平面図					
70階平面図					
71階平面図					
72階平面図					
73階平面図					
74階平面図					
75階平面図					
76階平面図					
77階平面図					
78階平面図					
79階平面図					
80階平面図					
81階平面図					
82階平面図					
83階平面図					
84階平面図					
85階平面図					
86階平面図					
87階平面図					
88階平面図					
89階平面図					
90階平面図					
91階平面図					
92階平面図					
93階平面図					
94階平面図					
95階平面図					
96階平面図					
97階平面図					
98階平面図					
99階平面図					
100階平面図					
101階平面図					
102階平面図					
103階平面図					
104階平面図					
105階平面図					
106階平面図					
107階平面図					
108階平面図					
109階平面図					
110階平面図					
111階平面図					
112階平面図					
113階平面図					
114階平面図					
115階平面図					
116階平面図					
117階平面図					
118階平面図					
119階平面図					
120階平面図					
121階平面図					
122階平面図					
123階平面図					
124階平面図					
125階平面図					
126階平面図					
127階平面図					
128階平面図					
129階平面図					
130階平面図					
131階平面図					
132階平面図					
133階平面図					
134階平面図					
135階平面図					
136階平面図					
137階平面図					
138階平面図					
139階平面図					
140階平面図					
141階平面図					
142階平面図					
143階平面図					
144階平面図					
145階平面図					
146階平面図					
147階平面図					
148階平面図					
149階平面図					
150階平面図					
151階平面図					
152階平面図					
153階平面図					
154階平面図					
155階平面図					
156階平面図					
157階平面図					
158階平面図					
159階平面図					
160階平面図					
161階平面図					
162階平面図					
163階平面図					
164階平面図					
165階平面図					
166階平面図					
167階平面図					
168階平面図					
169階平面図					
170階平面図					
171階平面図					
172階平面図					
173階平面図					
174階平面図					
175階平面図					
176階平面図					
177階平面図					
178階平面図					
179階平面図					
180階平面図					
181階平面図					
182階平面図					
183階平面図					
184階平面図					
185階平面図					
186階平面図					
187階平面図					
188階平面図					
189階平面図					
190階平面図					
191階平面図					
192階平面図					
193階平面図					
194階平面図					
195階平面図					
196階平面図					
197階平面図					
198階平面図					
199階平面図					
200階平面図					



=FR-32702-PS27

=FR-33730N-PS27

=FPL55EX-N x 4



3階平面図 1/200

建築師の中心

建築設計事務所
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
TEL: 03-5561-1111
FAX: 03-5561-1112
www.axs.jp

AXS
株式会社

設計者
監理者
施工者
検査者

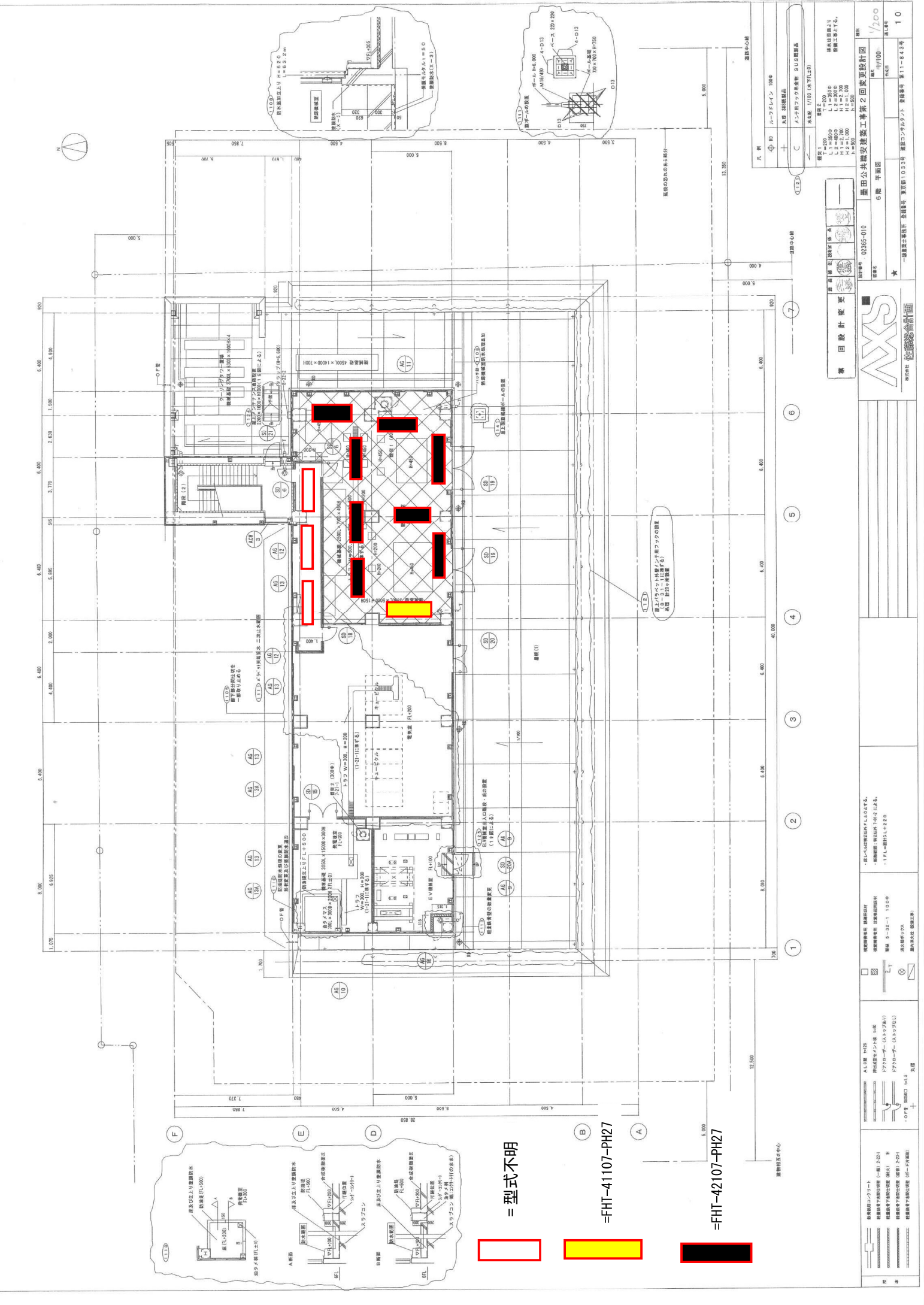
プロジェクト名
設計内容
設計期間

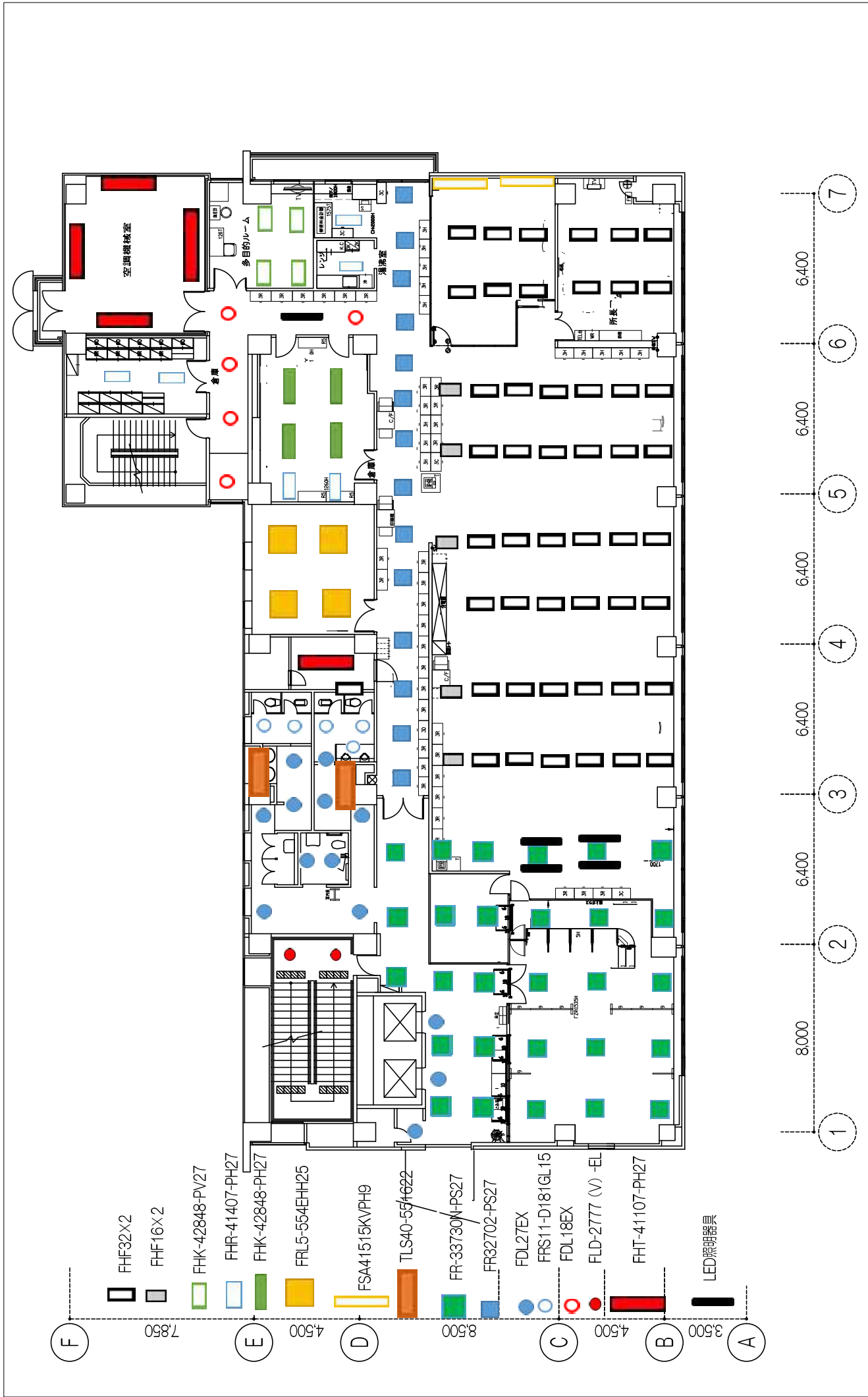
プロジェクト名
設計内容
設計期間

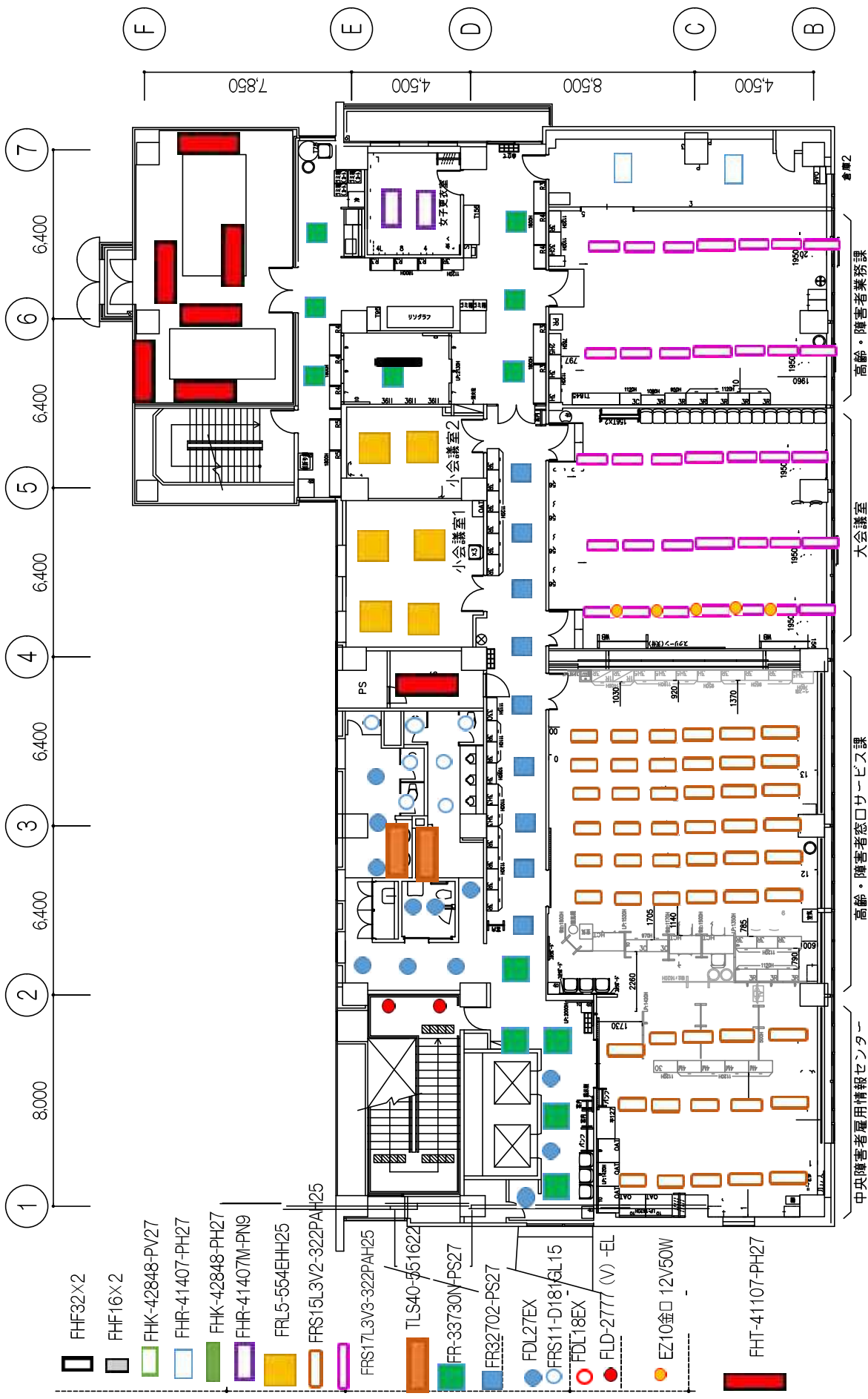
プロジェクト名
設計内容
設計期間

プロジェクト名
設計内容
設計期間

設計者
監理者
施工者
検査者







- FHF32X2
- FHF16X2
- FHK-42848-PV27
- FHR-41407-PH27
- FHK-42848-PH27
- FHR-41407M-PN9
- FRL5-554EHH25
- FRS15L3V2-322PAH25
- FRS17L3V3-322PAH25
- TLS40-551622
- FR-33730N-PS27
- FR32702-PS27
- FDL27EX
- FRS11-D1816L15
- FDL18EX
- FLD-2777 (V) -EL
- EZ10金口 12V50W
- FHT-41107-PH27

SCALE.	1/150	A3	DWG.No.	****	REV.	**	PROJECT.
DATE.	2020.02.11		CODE.	****			独立行政法人 高年齢・障害者・求職者雇用支援機構 様
							SUBJECT.
							5F 現状図



ITOKI

設計概要	【参考】特記仕様書		9. 協力会社	本工事に協力する下請業者は社名、代表者名、所在地、電話番号、現場代理人、同経歴書を添えた「協力会社リスト」を提出し、監督員の承認を得る。		一般事項
<p>1. 工事件名 2. 工事場所 3. 建物用途 4. 建築規模</p> <p>1. 工事概要</p> <p>6. 工 期</p>	<p>渋谷神南合同庁舎照明改修工事 東京都渋谷区神南一丁目3番5号 公共職業安定所（合同庁舎） 鉄筋コンクリート造 地上7階、地下2階（塔屋付き） 敷地面積 1,008.14 m² 建築面積 786.14 m²（建築基準法上） 延床面積 5,082.56 m²（建築基準法上）</p> <p>1, 各階の照明器具（蛍光灯等）をLED照明器具に更新工事一式 2, 上記に伴う、撤去工事、天井開口等工事一式 3, 上記各項に伴う、養生、清掃、仮設工事一式</p> <p>別紙入札関係の仕様書による</p>		<p>10. 施工図</p> <p>11. 施工の承認</p> <p>12. 疑義協議</p> <p>13. 協議結果処置</p>	<p>施工上必要な施工図、製作図、加工図、原寸図等は遅滞なく作成し、監督員の承認を得る。（用紙サイズはA2判とする）</p> <p>各工事はあらかじめ監督員の指定した工程に達したとき、監督員の確認を得た後、次の工程に移行する。施工後に検査、確認の不可能又は困難な工事はその施工に当たり、監督員の立会いを受ける。ただし止むを得ず監督員が立ち会えない場合は、写真等で記録し後日監督員の承認を受ける。</p> <p>設計図書の内容に相違、疑義のある場合、又は明記の無い場合は速やかに監督員に報告し協議を行う。</p> <p>（軽微な変更）現場の納まり、取合等の関係で材料の寸法、取付位置又は取付工法を止むを得ず行なう変更及び、取付数量の変更等は、監督員の指示により施工する。この場合、請負金額の変更は行なわない。 （変更及び追加工事）発注者及び監督員は、工事期間中において、設計内容を変更及び追加若しくは除外する事ができる。請負者は設計変更の要求があった場合、直ちにこれを実行する。なお、変更については、監督員、施設管理者、請負者間の協議による。また、監督員が書面で確認した工事の他に、いかなる変更、追加あるいは除外も設計変更と認めない。</p> <p>請負者は監督員に廃棄物処理の計画書を提出し、承認を得る事。又、廃棄物処理業者からは、報告書の提出を求め処理が的確に行われた事を確認の上、監督員に報告書を提出する事。（最終処理場まで確認する事） 請負者は、東京都の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条一項」の許可を取得している処理業者を選定するとともに、適正処理に努める事。</p> <p>既成部品の亀裂、汚損、損傷の恐れのある部分は適当な材料で養生を施す事。又、必要ある場合には、近隣建物、道路等に対して損害を与えない様養生を施す事。</p> <p>第三者に災害を及ぼさない様に、「建設工事公衆災害防止対策要領（平成5年1月・建設事務次官通達）」最新版に基づき公衆災害の防止に努めなければならない。本工事の施工にあたり近隣住民、建物等への影響については最大限防止する様に努める事。止むを得ず影響が発生したときは、速やかに誠意を持って善処対応する事とし、それに必要な費用は全額請負者負担とする。</p> <p>工事着手前・工事中・完成後の写真。なお、工事写真のみで本工事の全容を把握できることを念頭に撮影を行うこと。また、デジタルカメラによる撮影及びカラーレーザープリンターによる出力を可とする。 記録写真は「営繕工事記録写真撮影要領」による。</p>	<p>1. 1. 16 建設副産物の処理</p> <p>1. 3. 1 施工管理</p> <p>1. 3. 7 施工中の安全確保及び環境保全</p> <p>1. 3. 14 建設機械の燃料</p>	<p>請負者は「再生資源の利用促進に関する法律（平成3年法律第48号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「建設廃棄物処理指針（平成11年厚生省）」、「東京都建設リサイクルガイドライン（平成11年東京都）」に基づき、建設副産物の発生量抑制、再利用、適正処理に努める。</p> <p>工事管理</p> <p>請負者は、施工前、施工途中において設計図書を照査し、疑義があれば監督員と協議し、適切に施工する事。</p> <p>付近の構造物、道路、建築物等に損害を与えないように特に注意し、必要に応じて有効な処置をとる事。騒音振動については公害防止条例、その他関係法令の規定に従う事。トラックの落下物等による第三者に対する危険防止については十分注意し、現場周辺の搬入路、仮排水路等は関係法令に従い防護網、防護柵を設ける事。 重機の作業については、転倒防止に配慮し、請負者の責任において地盤改良、鋼板等により重機の転倒を図る事。</p> <p>本工事で使用する建設機械（ディーゼルエンジン仕様）燃料は、規格（JIS）に合った軽油を使用する事。</p>
特記仕様						施工、竣工時に関すること
<p>1. 適用範囲</p> <p>2. 設計図書</p> <p>3. 優先順位</p> <p>4. 標準仕様書</p> <p>5. 工事範囲</p> <p>6. 施工計画書（施工要領書）</p> <p>7. 工事工程表</p>	<p>本工事はすべて建築基準法同施行令、消防法施行令、その他関係法規、公共建築工事標準仕様書による。</p> <p>本工事に使用する設計図書は下記をいい、これに基づき施工する。 イ、質疑応答書 ロ、現場説明事項 ハ、特記仕様書 ニ、設計図 ホ、標準仕様書</p> <p>設計図書のうちで相違ある場合、上記イ～ホの順位により適用する。 本工事は設計図書に従い施工するものとするが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要な事は監督員の指示に従い施工する。</p> <p>・各工事標準仕様書（国土交通省発行・監修の最新版） 上記標準仕様書は現場に常備しておく事。</p> <p>設計図書に基づき、材料手間運搬等一式請負とする。</p> <p>着工に先立ち、足場、工事用機械器具設備、材料置場及び各工事種別毎の工事手順等の施工計画について監督員の確認を得る事。また施工計画の際、特に安全管理及び建設公害に留意し、必要のある時は監督員の指示により施工計画書を提出し承認を得た上、施工する。</p> <p>着工に先立ち全体工程表を提出し監督員及び当施設管理者の承認を得る事。 なお、工程表にはメーカーその他関連業者と協議し、必要な検査及び材料試験等の予定を記入する。 監督員の指示により、月間あるいは週間等の短期工程表を作成し、指定日に提出し、承認を得た上施工する。 工程表に基づく工事推進の責任は請負者が負うものとする。</p>		<p>14. 発生材の処理</p> <p>15. 養生</p> <p>16. 公衆災害の防止</p> <p>17. 工事写真</p>		<p>1. 5. 7 工事の報告及び記録</p> <p>1. 提出書類</p>	<p>工事記録写真は原則として黒板、スケール（帯広尺）等を用いて設計通り施工された事を証するに十分なものを提出する事。監督員の指示したものはその都度報告する事。</p> <p>提出書類の表紙には工事件名、目次、施工年月日、施工者名を記し、社印を押す。 ・工事施工写真（A4判アルバム、背、表、裏表紙付）-----1部 ・産業廃棄物関連書類 ・材料出荷証明書 ・各保証書（メーカー、施工者連名） ・その他必要な書類</p> <p>工事時間・工程等</p> <p>工事について平日は、午前8時30分より午後5時15分まで通常業務を行っているため、日中の工事については監督員の許可を得て行い、細心の注意を払うこと。 また、騒音・振動等が発生する工事に関しては、土・日曜日に行うなど工程を組む。 工事時間は原則として、午前9時から午後5時までとする。 工事終了時間の延長が必要な場合は、その都度監督員と協議をし、許可を得ること。 また本庁舎は第2・第4土曜日は庁舎2階において、10時～17時まで業務を行っているため、作業を行う際には留意すること。</p>
<p>件名 渋谷神南合同庁舎 照明設備LED化工事</p>						
<p>図面 特記仕様書</p>		<p>東京労働局総務部会計課</p>				